



平成 26 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ グ ル ー プ  
代 表 者 名 取 締 役 代 表 執 行 役 社 長 兼 C E O イ ン ・ ル オ  
(コード番号:2160 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 C F O ト ー マ ス ・ イ ー ス ト リ ン グ  
(TEL. 03-5326-3097)

### 当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年9月12日付けにて下記のとおり、当社取締役2名に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを当社取締役会により決議しましたので、お知らせいたします。

1. 新株予約権の名称  
第38回新株予約権
2. 新株予約権の割当を受ける者及び割り当てられる新株予約権の数  
当社取締役（2名） 160個
3. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由  
当社取締役の業績向上に対する意欲を高め、経営努力による企業価値の増大を通じて株主の皆様利益をを図ることを目的としております。
4. 新株予約権を割り当てる日  
平成 26 年 9 月 29 日
5. 新株予約権の要項
  - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
当社普通株式 160,000 株とする。  
なお、下記(4)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下のとおり、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生

した時点で発行または行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。

また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 発行する新株予約権の総数

新株予約権160個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）とする。

(3) 新株予約権についての金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

① 各新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における金融商品取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その金額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

② 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に、上記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる小数点以下3位未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

新発行株式数×1株当たり払込金額

$$\text{(既発行株式数-自己株式数)} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{\text{(既発行株式数-自己株式数)} + \text{新発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が合併、会社分割または資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権の行使期間

平成28年9月13日から平成30年9月12日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社と

なる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記3(5)にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。）、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却される時、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記3(5)にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社の子会社もしくは関係会社（以下併せて「当社等」という）の取締役、執行役、監査役または従業員の地位（以下「行使資格」という）にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間（身体または精神上の障害により当該行使資格を失った場合には1年間）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、行使資格喪失の理由が、（ア）当社等の取締役、執行役または監査役（以下「役員」という）としての任期満了による退任もしくは正当理由のない解任であるとき、または、（イ）当社等の役員を辞任した場合であって取締役会が特に相当と認めたときは、その後も新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。
- ④ 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ⑤ 1年間（各年の1月1日から12月31日まで）に行使される本新株予約権の行使価額の合計額は、1200万円を超えてはならないものとし、新株予約権者はその範囲内でのみ本新株予約権を行使できるものとする。
- ⑥ 権利者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により取得する株式については、金融商品取引業者等との間であらかじめ株式の振替口座簿への記載もしくは記録、保管の委託または管理及び処分に係る信託に関する取決めを締結するものとし、これに従って、当該株式の取得後直ちに、当社を通じて当該金融商品取引業者等の振替口座簿に記載もしくは記録を受け、または当該金融商品取引業者等の営業所もしくは事務所に保管の委託もしくは管理等信託をしなければならないものとする。
- ⑦ 本新株予約権の行使について租税特別措置法第29条の2に定める非課税措置の適用がされず、かつ、行使により受ける経済的利益に対して新株予約権者が所得税を課され、当該所得税について当社が源泉徴収義務を負う場合には、新株予約権者は、当社の請求に基づき、当社の指定する日時までに、当社の指定する銀行口座に現金にて源泉徴収税額を振り込む

ものとする。

- ⑧ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

以上